

令和 4 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 4 年 1 月 1 9 日

(第 2 6 回)

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和4年1月19日（水曜日）
午前10時00分 開会 午後 5時26分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席委員

委員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	待 鳥 美 光 議員
委 員	菅 原 満 議員	委 員	熊 谷 二 郎 議員
委 員	富 澤 啓 二 議員	委 員	金 井 伸 夫 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	富 澤 勝 広 議員
議 長	齊 藤 克 己 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	本 間 修	主 査	高 橋 寛 子

◇本日の会議に付した案件

証人尋問（阿部剛証人、事業者A証人、現職職員B証人）

その他

午前10時00分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日は、本委員会の法的助言者である小林弁護士に御出席をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の流れを確認します。

本日は、3名の証人尋問を予定しております。また、午後の2名の証人については、さきの委員会で決定しましたとおり、秘密会で証人尋問を行います。

その後、その他についての協議をいたします。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは初めに、証人尋問の進め方について確認します。

まず、私のほうから主尋問を行った後、各委員から補足尋問を行いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、尋問時間についてですが、説明は副委員長にお願いします。

待鳥副委員長。

○待鳥美光副委員長 尋問の時間は証人1人あたりおおむね60分から90分程度とされておりますことから、各委員からの補足尋問は、主尋問と併せて90分以内に収まるように御留意ください。

主尋問の関係で補足尋問の時間を調整させていただく場合がありますので、御了承ください。

○安保友博委員長 ありがとうございます。

尋問については以上のとおりですが、何かございますか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、阿部剛証人の補助者同伴について御報告いたします。

阿部剛証人から補助者同伴願が提出され、証人尋問実施要領に基づき内容を精査した結果、これを許可しましたので御報告いたします。

それでは、証人尋問に入ります。

阿部剛証人の入室のため、暫時休憩します。

休憩します。（午前10時02分 休憩）

再開します。（午前10時04分 再開）

〔証人入室〕

この際、阿部剛証人に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきまして、ありがとうございます。委員会を代表して心よりお礼を申し上げます。また、本委員会の調査のため御協力のほど、どうぞよろしく願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に対する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の關係にあり、またはあつた者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害すべき事項に関するとき。

医師、歯科医師、薬剤師、業者、助産師、公務員、弁護士、弁理士、公証人、宗教、祈祷もしくは、祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつた者がその職務上知つた事実であつて、黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、申出をお願いします。それ以外には証言を拒むことはできません。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときには、6か月以下の禁固または10万円以下の罰金を処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等以内の姻族の關係があり、またあつた者、証人の後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人、報道関係者も含め、全員起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

それでは、証人は宣誓書を朗読願います。

○阿部剛証人 宣誓書。

良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

令和4年1月19日、阿部剛。

○安保友博委員長 それでは、宣誓書に署名、押印をお願いします。

〔証人、宣誓書に署名捺印〕

それでは、お座りください。

これより証言を求めることとなりますが、証人は、体験した事実を述べるのであって、意見を述べることはできません。

また、証人は、委員に対して質疑することができないことになっています。

ただし、質問の内容で、不明な点や聞き取りにくい点がありましたら、再度確認してからお答えください。

証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、証言は、着席のまま御発言いただいて結構です。

次に、証人にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。証言を求め事項の範囲を超えないように御注意をお願いします。

尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

この際、お諮りします。阿部剛証人から、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申出があります。これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、許可することに決定しました。

これより阿部剛証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

初めに、人定尋問を行います。

あなたは阿部剛さんですか。

阿部証人。

○阿部剛証人 はい、そのとおりです。

○安保友博委員長 次に住所、職業、生年月日について、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

阿部証人。

○阿部剛証人 間違いございません。

○安保友博委員長 それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければならないと考えております。阿部証人は事実を率直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えいただければ結構です。よろしく願いをいたします。

まず初めに、パワーハラスメントについて伺います。

元和光市職員、東内氏が保健福祉部在籍時のことについて聞きます。

あなたと元職員の関係性はどのようなものでしたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 元職員と私は、一番最後のところでは上司、部下の関係でございましたが、元職員は、私が入庁をしたときも一番最初に配属されました当時の税務課、固定資産税係の一番年の近い先輩でした。その後、元職員は当時の国保年金課の国民健康保険係に異動して、私も続いて同じ係に異動になり、元職員はその後、介護保険準備室に異動して、その後、部長にまでなるんですが、私はその後、複数の課を経て、平成24年にまた、元職員が課長であった長寿あんしん課に課長補佐として異動して、三度目の同じ職場となったということで、元職員とは通算すると大体10年ぐらい同じ部署で仕事をしたことになりますので、お互いの性格ですとか、そういったことはよく分かっていたというふうに認識しております。

○安保友博委員長 あなたは元職員、東内氏に対して尊敬や憧れのような感情を持っていませんでしたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 元職員の指導は非常に厳しいということはよく知られているところですが、その分、私自身もその指導によって力がついたという実感はありました。そういった意味では、仕事の面では尊敬していました。ただ、元職員とはプライベートでの付き合いとか、そういったことはほとんどありませんでしたので、それ以上の感情は持っていませんでした。

○安保友博委員長 あなたは、元職員がほかの職員に対してパワハラをするのを見たことがありますか。

阿部証人。

○阿部剛証人 見たことがあります。

○安保友博委員長 それは具体的にいつ頃のことですか。

阿部証人。

○阿部剛証人 私が先ほど申し上げましたように、平成24年に元職員の部下として長寿あんしん課の課長補佐につきまして、その当時、元職員は保健福祉部の次長で長寿あんしん課長でした。そのときには、職員に対するパワハラのような行動というのはよく見られておりました。その後、平成24年の10月に元職員は保健福祉部長に昇格するんですが、それ以降は当然福祉事務所長も兼任しておりますので、部内の全ての業務を所管するといったこともございますので、そのパワハラの行為であるとか、その被害みたいなものは部内全体に広がっていったというふうに認識しております。

○安保友博委員長 それでは、その元職員によるパワハラというのはどのようなものだったのでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 主なものとしては、過度な報連相の要求、強要と言うんですかね、報連相を強要される部分、それから、突き放しとか放置、要は気に入らないことがあると、もう突き放されて面倒見てもらえなくなると。あとは公の場、例えば会議とかそういったところの場で、公衆の面前でも激しい叱責を受けたりとか、あとは叱責の中で能力も否定されるというようなところが一番大きいところだったと思います。

○安保友博委員長 そのパワハラの内容を今伺いましたが、もう少し具体的に示せばお願いします。

阿部証人。

○阿部剛証人 例えば過度な報連相の要求、強要といったところでいきますと、例えば緊急とか重要なもの以外は通常部長にまで報告することはあまりないんですけども、重要で緊急でない個別事案の対応にまでも詳細な報告を求められるというようなことがよくありました。それがされなかったことで、当然激しい叱責も受けるということになりましたし、そうすると、職員とか事業者は、叱られるのを避けるために、できるだけ詳細にいわゆる報連相をしようとするんですけども、今度はその時々によっては細かくすればすると、そんな細かいことまで報告するんじゃないというような叱責を受けたりするようなこともあって、だから、そうなってくると、叱責されてもいいから、もう言うだけ言っておこうというように職員の感覚も変わってまいりましたので、結局これが周りの職員の思考停止を生む要因になってしまったのではないかというふうに私自身は感じていました。

それから、多くの職員が元職員に報連相をするといったときには、やはり怒られるのが嫌なんだろうから、元職員の機嫌を伺うようになって、職員とか事業者、それこそ厚労省まで私に対して、今日の元職員の機嫌はどうでしょうか、今こういう相談しても大丈夫ですかみたいなことを、確認を求められるようなことが非常に多くあったと記憶しています。

その当時私は、地域包括ケア課長ということで、部内の総合調整を担当していたということで、元職員の前に私に報告することで一緒に叱られてもらおうというのか、責任の分散を図るような職員もいたというふうに記憶しております。

それから、もう一つの突き放しと放置なんですけれども、この突き放されたりするのが一番業務上で影響が大きかったというふうに思っております。元職員の意に沿わないような事務処理であったりとか、会議、審議会等の運営などが行われてしまうと、もう怒ってしまって、俺は手を引くから、おまえらで勝手にやれというふうに突き放されたりするんですね。外部の委員の先生方が参加するような重要な会議であってもこういった突き放しというのは行われてしまって、前日になっても急に出席しないと申し出したりとか、実際にそれで本当に出席しないことも何度かありましたし、そうすると、担当者は元職員が出席しない理由というのを委員の

先生方になかなか説明することもできないので、また、元職員は1回出ないと言ったら、もう一切関知しない姿勢は崩さなかったもので、内容の報告すら聞いてもらえなくて、そうするともう次回以降の会議にも非常に大きな影響を及ぼすようなことが多くあったということですね。

それと、公の場での激しい叱責というのは、もうほかの市民の方々がいらっしゃるところとか、外部の先生方がいらっしゃるところとかでももう所構わず、やっぱりちょっと落ち度があったりすると、職員はもう激しく叱責されたりするというようなところがあるということですね。

それからあと、能力の否定というのがやっぱりこれは私自身も一番こたえたところではあるんですけども、特に管理職がそういった対象にはなってくるんですけども、元職員が出した指示ですとか意図みたいなものが理解できなかつたりすると、すごく能力を否定されることになったりするんです。これは多分に感情的な部分もあったのじゃないかなというふうには思うんですけども、当然それに対して反論することなんかというのはできませんでしたし、それはやっぱり元職員が福祉分野で全国的に有名であって、業務に関する知識ですとか問題解決の手腕には非常に優れていたと。さらにはやっぱりディベートがとにかく強かったので、そういったことでもう逆らえないというのはどうしてもあって、それで叱責された者を思考停止に陥らせたんじゃないかなというふうに思っております。

○安保友博委員長 そのようなパワハラを受けていた職員は実際何人ぐらいいたのかについてはいかがでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 私自身が被害者の数を詳しく把握しているわけではありませんけれども、実際元職員によるパワハラ被害を訴えたとされる職員というのは20人とかといらっしゃるんですけども、それよりも確実に多かったはずだと考えております。やはり勇気を出して被害の申出に名を連ねた職員はいたんですけども、その後ろにはやはり元職員の報復を恐れたりとか、それから、市に訴えてもなかなか結果は出ないんじゃないか、被害処理が機能しないんじゃないかというようなところで、ただ耐えるしかなかったというふうに思っていた人も多くいたんじゃないかというふうに推察はしているところでございます。

また、直接そのパワハラ被害を受けなかったとしても、同僚が近くでやっぱり強く怒鳴られたり、強い叱責を受けたりすれば、当然そういった光景というのは大きなストレスになるはずですので、元職員の存在で職場には常に緊張感がありましたので、そういった意味では程度の差こそあれ、多くの方が被害者としてやっぱり存在していたんじゃないかなというふうに思っております。

○安保友博委員長 それでは、そのようなパワハラを見たときに、あなた自身はどうしましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 元職員が在任中は、私の席は常に元職員のすぐ近くにあったものですから、激しい職員に対する叱責、事業者に対する叱責というのはもう日常的に私も目にしていましたし、

聞かされていまして。ただ、私も当時地域包括ケア課長としてほかの課の職員が叱責されている場合には、私まで呼ばれてしまって、私も一緒に同席させられるという機会も非常に多かったもので、先ほど申し上げたように、叱責されている職員と同じように、私自身も反論することももちろんできませんでしたし、もちろん叱られている者に助け舟を出すようなこともできませんでしたので、自然の流れとしては、私が厳しい叱責を受けた職員に、この後、じゃ、こういうふうにしたらいんじゃないかとかというアドバイスをしたりとか、そういったフォローする役回りになっていたかなというふうに思っています。

ただ、これは元職員のパワハラを決して正当化しようとしたりとか、元職員をかばうような、そういった意識を持っていたわけではなくて、やっぱり私自身も叱責を避けるための行動というか、これも1つの思考停止の状態だったんじゃないかなというふうに思っております。

○安保友博委員長 周囲から見たら、あなたと元職員はまるで子弟のような関係であると思われるようですが、なぜそのような関係になったのでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 なぜ子弟のような関係になったかというのはなかなか私には分からなくて、それはもう人事上のめぐり合わせとしか言いようがないと思うんですけども、今御指摘があったように、元職員と私の関係は周りが見てもまるで子弟のような関係というふうに思われていたようなんですけれども、ただ、それによって私が特別扱いされるようなことはなくて、むしろ私はほかの職員よりも非常に厳しくされていたくらいですので、見て見ぬふりだとか、そういったことというのは、そういう意味でのパワハラの正当化みたいな意識は私自身は持っていませんでした。

○安保友博委員長 その元職員との関係について、そのようなものだとすると、その異動を希望するなどのことをしなかったのはなぜなのかについてはいかがでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 私は、課長職でした。管理職でしたので、いわゆる自己申告での異動希望というのはできませんし、かないませんので、個別に異動させてほしいという配慮を申し出るような相手ももちろんいませんでしたので、自ら元職員との関係を解消する方法はないものというふうに諦めていました。

ただ、その一方で、私が経験したこととしては、私の異動に関しては厚労省との人事交流で、当時の職員課長と出張したんですけれども、このときも途中でへそを曲げられてしまって、元職員が行かないとなって、私が代わりに行くことになったんですけれども、そのときに職員課長が、阿部さんは異動を希望しているんですかと聞かれて、異動させていただけるならありがたいですね。ただ、今のところにい続けたいという希望があるわけじゃありませんと答えたんです。そのときに職員課長は、阿部さんの異動の話はいつも出るんだけど、阿部さんを異動させてしまうと、元職員、東内さんが怒るんじゃないかということでもいつも話が消えてしまうんだというような会話をした、こういった記憶があります。これはうわさのレベルを超えま

せんけれども、異動すればかなうという職員がいるというふうに聞いていますけれども、そういう一方で私はそういった庁内のいわゆる派閥みたいなものには属してませんでしたので、自分で希望して、それとか自分の意思で何か異動できる可能性というのはもうないものと諦めていました。

○安保友博委員長 それでは、元職員をいつ頃からパワハラをしていましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 先ほども申し上げたように、平成24年4月に私が長寿あんしん課に異動したときに、これまでも職場での付き合いはありましたけれども、その頃から急に言葉遣いとか態度が厳しくなっていたので、違和感を持った記憶があります。着任後に当時の部下にちょっといろいろ聞いてみたところ、元職員が介護保険の担当になって、全国で名が売れて、注目されるようになってから、今のようなパワハラというか、非常に厳しいパワハラが見られるようになったということを聞きました。ですので、それまでは離れている間は、元職員のパワハラについては私はあまり知りませんでした。

○安保友博委員長 それでは、元職員とはプライベートでのお付き合いはありましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 業務時間以外での付き合いはもう全くありませんでした。所属部署での歓送迎会とか、そういったこと以外で一緒になることもありませんでしたので。

○安保友博委員長 あなたは部内の職員から元職員によるパワハラの相談等を受けたことはありますか。

阿部証人。

○阿部剛証人 先ほど申し上げたように、保健福祉部では私の席は常に元職員から近いところにあつたので、日常的にそういった叱責とか聞いていたんで、そういう認識はあつたんですけども、元職員からパワハラを受けているというふうに私に相談をしてくる人というのは非常に少なかったです。

○安保友博委員長 それはどうしてだとお考えですか。

阿部証人。

○阿部剛証人 これも推測になるんですけども、元職員は私のことを表向きにも一番弟子だとか腹心の部下だみたいな感じで公言もしていましたので、そういったことも部内の職員には認識されてましたから、私に相談することで逆に元職員に知られてしまうということを恐れたんではないかというふうに推察はしているところです。

○安保友博委員長 あなたは元職員のパワハラ被害を受けましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 私自身が部内の職員の中では一番多く、強くパワハラを受けていたというようなことは多分自他ともに認めるところだと思っています。

○安保友博委員長 あなたが受けていたパワハラは具体的にどのようなものでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 私が受けたのは、先ほど御説明した内容の中でも特に強い叱責と、あと突き放しのほかに、ちょっと業務負荷を過大にかけられるというようなこと。業務をすごくたくさん押しつけられるというようなことはよくありました。激しい叱責というのはもう日常的にあったことなんですけれども、その叱られる理由なんていうのは本当に些細なことから、当日の機嫌も含めて、些細なことから、ほかの課の業務がうまくいかなかったときとか、関係課とのちゃんと連携がうまくいってないときというところまで、いろんなことでとにかく怒られていました。特に元職員の気に入らない事務の進め方をしたときとか、私の所管している業務だけじゃなくて、ほかの課の業務でも突き放しとか、そういったことが行われるので、例えば私の所管業務だったら、もう、おまえやっつけ、俺知らないから、おまえやっつけとか、あるいはほかの課の業務なんかでも突き放して、俺は知らない。手を引くから、もうあとは阿部に聞いてやればいいのかというような突き放しは随分多く行われました。重要な会議とか審議会でもこういったことが起こるので、外部の委員さんとか先生方に迷惑がかかってしまいますし、それをまた勝手に進めたということで、結局また叱責されてしまうので、だから、結局私とその関係職員と一緒に頭下げて、どうにか出てくださいとお願いすることは非常に多くありました。

だから、こういった調整をやったとしても、当時になってやっぱり出席を拒否したりとか、会議の中で大目玉を食らったりとかということは非常に多くて、そういったことが結果として業務の運営に支障を来してしまっていて、それがまた叱責の種になるというような、非常によくないスパイラルが出来上がっていたというふうに認識しています。

○安保友博委員長 それでは、あなたはパワハラ被害を受けていたにもかかわらず、通報、被害申出などをしなかったのはなぜでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 元職員による激しい叱責ですとか、そういった突き放しで本当に大変つらい思いをしていました。実際に通常の指導の範囲はもうどうに超えているというふうに、そういった思いもありました。ただ、当時は元職員の指導によって、自分の能力であるとかスキルが向上したというような実感は確かにあったんです。ですから、今思うと、それは自分の中ではぎりぎりのバランスが保たれていたというような状況だったというふうに今では思っています。

だから、ただ、今私はこう申し上げているのは、その元職員の行き過ぎた指導、パワハラを別に擁護するものでも正当化するものでもなかったんですけれども、頻度の違いはあったとしても、ほかの人には耐え難い苦痛を感じていたということは十分私も認識していますし、その中でもやっぱり私が一番パワハラ被害を受けていたのかなというふうな思いはあります。

○安保友博委員長 元職員に対してパワハラをいさめたり、指導したりする人というのはいなかったのでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 庁内の職員の中では、元職員に対して意見したり物を申したりするという職員

はもういませんでした。元職員をたしなめるということができるのは、もう当然市長と副市長しかいないというのが庁内の認識でした。市長、副市長に被害を申し出なかったのは、通報することによって元職員からの報復を恐れたということも正直ありますけれども、それ以上に前市長は元職員を重用していたというようなことが私としては感じられていたために、もし通報したとしても、まともに取り合っていただけないんじゃないかというようなことが予想されたので、直接通報するようなことはしませんでした。

また、庁内には元職員よりも当然年上の職員もいたわけですが、それでもやはり元職員に意見したりたしなめたりすることができる人というのはいなかったもので、だから、市長、副市長も元職員にそんな厳しく注意できないぐらいなので、市長、副市長できえもやっぱり元職員をコントロールすることはできないんじゃないかというような印象を、私もそうですし、多くの職員が思っていたんじゃないかなというふうに思っています。

○安保友博委員長 元職員の下で、あなた自身がほかの職員に対してパワハラをしたことはありますか。

阿部証人。

○阿部剛証人 私自身がパワハラをしたということはもちろんありません。どっちかという、先ほども申し上げたように、パワハラの被害を受けた人を要はフォローするような立場だったかなというふうに思っています。

○安保友博委員長 元職員のパワハラは当時の保健福祉部内にどのような影響を与えていましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 とにかく職場の中に元職員がいるというだけで多くの職員がもう思考停止の状態あるいは、言い方はあれですけども、責任放棄に陥ったんじゃないかというふうに思っています。私も含め、多くの職員は、元職員の指示に例えば疑問だったり異論があったとしても、もう部長が言ったから間違いないとか問題ないと思うようになっていたり、あるいは部長に指示されたから、もうとにかくそのとおりにやりましたというふうに考えるようになってしまったので、結局はそれが思考停止ですとか無責任みたいなところにつながっていったんじゃないかというふうに思っています。

○安保友博委員長 それは具体的にどのような場面で現れましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 特に多かったのが、市長とか副市長の決裁を受けるときだったと思います。例えば注意や指摘を受けたときに、市長、副市長に決裁の段階で内容の注意とか指摘を受けたときも、いや、部長がこういうふうに言いましたとか、これは部長の指示ですと答えるようになっていました。そういう職員も多かったと思います。これは元職員の指示と異なる指摘を受けたことを元職員に伝えたくない。要は市長、副市長にこういうことを言われたと元職員に言いたくないという心理ももちろんあったと思いますし、とにかく決裁だけでももう受けられれば

いいやという責任放棄とも言えるようなそういった行動を取るようになるという例が多くあったようです。その結果、決裁を受けられなくて、市長からこういうふうに言われました、副市長からこういうふうに言われましたと言うと、元職員はすごく激高して、そういうときは大体再度説明、もう一回行ってこいと言われるか、それかもう知らない、おまえらで勝手にしろと言われることが非常に多かったということです。

ただ、その一方で、市長、副市長は直接元職員に対して指導とか指摘することというのはあまりなくて、元職員が直接説明することで決裁が得られたとしても、その後、こういった決裁も、合意形成も満足に取れないのかということ、いずれにしても叱責されてしまうということが非常に多かった。ですから、職員の中にはパワハラをこうやって苦痛に感じながらも、申し出ることもできなくて、ただ異動の時期を待つというような諦めに近い感情がそういったところでも持たれていたのかなというふうに思いますし、実際のところ、元職員も市長は俺に文句言わないし、文句あったとしても、俺は言わせないとか、そういうことを日常的に口にしていたので、そういったところでみんながそういうふうな思いになってしまったのかなというふうには思っています。

○安保友博委員長 元職員のパワハラを止めることができなかった要因は何だと考えますか。

阿部証人。

○阿部剛証人 元職員と前市長の関係性というのは、お互いが自身の利益のために利用し合うような、そんな関係であったというふうにちょっと私も考えています。元職員は常々ギブ・アンド・テークという言葉の口にしていました。ですから、前の市長からの様々な依頼も、それを受けることで貸しをつくる。要はこれはもうギブ・アンド・テークだから、今回受けたというようなことをよく言っていましたので、ですから、前の市長が元職員に対して借りだとか負い目を感じていたかどうかというのは、これは分かりませんが、ただ、前市長も元職員の知名度ですとか、人脈ですとか、そういったものを利用していたというふうには考えられます。また、市にとっても余人をもって代え難い存在となっていた元職員に対しては、元市長が非常に気を遣っていたという印象は常々持っていました。

○安保友博委員長 前市長が元職員を利用して、あるいは気を遣っていたというふうに思うその理由は何でしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 幾つかありますけれども、私が関わった例でいきますと、以前、和光市では平成27年から平成30年まで4年連続で放送大学の対面授業を実施しました。これ内容は和光市に見る地域包括ケアの実務というものでして、これはもう内容としては元職員あつてのカリキュラムになっていました。この講座は実は5月の連休中に実施するんで、なかなかちょっと業務上の負担とか休みにも出て来なければいけないという負担もあるので、たしか3年目ぐらいで元職員が当時の市長に、放送大学の講座を断ってくださいと。和光市で実施するんだったら理研ですとか国の機関とか、そういうところもあるから、そういうところに講座を持ってもらっ

たらどうですかということと言ったんですけれども、前市長はどうしても元職員に懇願して、どうしてもお願いしますと言って、継続したということを実際目の前で見えていましたので、それがやっぱり印象強かったエピソードですし、このほかにも前の市長から依頼された案件を、さっきも言ったように、ギブ・アンド・テークだということを受けてというのは職員から何度も聞かされてきました。

また、前市長が元職員を気遣っていたというふうな印象を持ったこととしては、多くの職員からその被害の申出があつて、明らかに懲戒処分になるべきパワハラを文書訓告程度にとどめて、教育委員会への異動を、要は制裁的な異動に見えないように、教育と福祉の連携という目標を掲げたりとか、元職員の要はパワハラとは直接関係しない人までも指導の対象としたりするとか、そういったことで元職員に対する特別な配慮がなされているんじゃないかという印象は、私だけでなく、多くの職員は持っていたんじゃないかなというふうに思います。

○安保友博委員長 それでは、元和光市職員が教育委員会へ異動後、庁内にどのような影響を及ぼしたのかについて聞きます。

元職員が異動した後は、保健福祉部の状況はどのように変化をしましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 元職員がいなくなったことで、それまでの緊張感はなくなりました。ですので、元職員による業務に対する高度な要求ですとか強引な指示みたいなものもなくなりましたので、仕事はやりやすくなったように思います。

ただ、やはり程なくやすきに流れるようになっていったのかなという印象は持っています。

○安保友博委員長 それによる悪影響、具体的に何かありましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 悪影響というのか、元職員が異動した後、当時の保健福祉部内の職員からは、当時現状維持という言葉がよく聞かれました。私が思うに、現状を維持するというのは相当なエネルギーだとか努力というのが必要になると思うんですけれども、当時みんなが口にしてた現状維持というのは、例えばもう新たなことは何もしないという、そういう意味合いで使われていたというふうに思います。ですから、これは元職員の過剰な管理の反動である反面、もともとその職員が割り当てられた仕事以外のことを回避しようとするような心持ちみたいなものがあつて、こういったことが無関心とか責任回避を生んだんじゃないかなというふうには思うんですけれども、実際にパワハラを二度と起こさないという名目で元職員がつくった手法、だから罪は罪として賛美されるものでももちろんありませんけれども、元職員がつくった手法とか仕組み、継続すべきものまでも何か否定されたというふうに感じています。

○安保友博委員長 元職員が異動した後、あなたとの関係に変化はありましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 元職員のところには、いわゆる個別支援の困難ケースと呼ばれるようなものの対応ですとか、福祉サービスの基盤整備とかの関係に関しては、私も教育委員会のところに行

って、頻繁にアドバイスを受けに行っていましたので、業務上の関係には大きな変化はありませんでした。

○安保友博委員長 元職員は自身の異動に関してあなたに何かを語りましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 パワハラに関しては保健福祉部内の職員から刺されたという表現をしていましたね。要は逆恨みで訴えられたということだと思えるんですけども、刺されたと言っていました。また、このとき元職員は、市長から保健福祉部の業務の質を落とさないように遠隔操作してくれと言われているから、困ったらいつでもその都度相談に来いというふうに言われていました。市長から本当にそう言われたかどうかは分かりませんが、私は元職員からそういうことを聞きました。そのときの教育委員会の異動の際には、介護保険とか社会保障関係で有名な大学の先生、名誉教授ですとか元官僚とか、そういった介護保険業界の重鎮と言われるような方々が、要は前の市長が元職員を異動させたことを強く非難しているというようなことも私には語っていました。

○安保友博委員長 今の遠隔操作をしるというのは、具体的にどのような内容ですか。

阿部証人。

○阿部剛証人 先ほども申し上げましたように、元職員がいなくなった後に業務の質ですとかスピード感ですとか、そういったことを要は落とさないように、異動はさせたけれども、遠隔操作で保健福祉部を見守っていてくれというようなことを市長から言われたと。だから、おまえは何か困ったことがあったら、別に気にすることなく俺のところに相談に来いと、そういうニュアンスで遠隔操作のことを言われました。

○安保友博委員長 元職員が異動した後、保健福祉部でのパワハラはなくなったのでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 残念ながらパワハラはなくなりませんでした。

○安保友博委員長 それはどのようなものでしたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 当時の私の部下2人が平成30年の4月以降、継続的に部内のほかの課の職員からパワハラ被害を受けました。その翌年の1月とか2月頃には、業務に支障を来すほどの心身の不調が現れるというような被害を受けています。

○安保友博委員長 もう少し具体的にどのようなパワハラがあったのでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 実際に起こったパワハラというのが、私の部下が実際業務の不手際があったとして、その業務の不手際について執拗に叱責とか罵倒を繰り返して、周囲に聞こえるように大声で非難するようなことを継続的に行ったというようなものです。

○安保友博委員長 それでは、その被害を受けた職員はどのようになりましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 被害を受けた職員の1人は、加害職員の叱責とか罵倒による恐怖心から、眠れなくなったり、胃が痛くなったり、あと感情のコントロールができない、いわゆる感情失禁のような症状が現れて、もう勤務に支障を来してしまい、受診に至っています。また、もう一人の職員は、加害職員からの罵倒によって、適切な事務執行が阻害されてしまって、さらに自分の部下の職員が攻撃されてしまったことを気に病んでしまって、勤務の継続が困難となってしまいました。その職員は加療のため病気休暇を取得することになってしまいました。結局この職員は被害を受けた年度末に退職することになってしまいました。

○安保友博委員長 そのパワハラに対してあなたはどのような行動をとりましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 そのパワハラが行われたのが先ほど申し上げたように、平成30年の4月頃からはなんですけれども、その加害職員の叱責とか罵倒については、当時の私がいた地域包括ケア課の職員もみんながもう不快に思っていて、このままの状態が続くと、もう職場とか業務への悪影響が懸念されるので、7月頃ですかね、直接私が介入しました。このときはその加害職員の上司にも同席を求めて、加害職員とその上司と被害職員と4人で話し合いを持ちました。私とその加害職員に改めて、何でそんな叱責とか罵倒をするんだと言ったところを確認したところ、自身の業務に支障を来している原因が被害者の、私の部下の能力不足にあるということに殊さらに強調して、さらに地域包括ケア課が、要は業務指示系統がよくないかという、これまでの元職員のやり方を非難するような形で、私とかに非難してきたと。私は、その加害職員に対して、じゃ、あなたが感じている業務上の支障はどのようにしたら解決できますかと。加害職員の主訴に対して改善の要望が出せるようにちょっと仕向けてみたんですけれども、その職員はその解決策をこっちに問うのはおかしいだろうと。もともと地域包括ケア課はこの件について問題意識を持っているのかみたいな主張をしたので、これはもう議論で解決することはできないなということになって、7月23日に職員課に相談しました。その相談の後、当時の保健福祉部長に同席を求めた上で、加害職員の所属長にパワハラに対する安全配慮義務に基づく指導をしてくださいというふうに求めたんですけれども、結局改善は見られませんでした。

その翌年の1月から2月頃になりますと、被害職員と私が、もう私も含めて業務に支障を来すほどの心身の不調が現れてしまって、職員課に再度相談して、ハラスメント被害処理委員会に申し出ることを検討したんですが、結果としてはそれはもう取り下げるといえるのか、申出を諦めざるを得なくなったという経過になっております。

○安保友博委員長 そのハラスメント審査委員会への申出の内容はどのようなものだったんでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 まず、内容としては、被害を受けた職員、私の部下は加害職員を訴えました。私は加害職員だけではなく、加害職員の上司2名ですね、この2人を安全配慮義務に基づく対応を行ったということで、ハラスメント被害処理委員会に被害処理の申出書、これを提出しま

した。ただ、それでも問題の解決には至らないということがわかって、結果として申出を取り下げることにしました。

○安保友博委員長 その申出を取り下げたのは具体的にはどういう理由だったのでしょうか。
阿部証人。

○阿部剛証人 現行のハラスメント被害処理委員会の被害処理というのが、制度上、加害者に対して申出者の存在を明かして、加害者に弁明の機会を与えることになっているので、部下2人は特に報復を恐れて、名前を出すことをちゅうちょした、ためらったということがあります。私に関しては、当時、元職員にだまされていて、退職するつもりもあったということもあって、加害者に対して名前を明かすことにはためらいはなかったんですけども、ただ、加害者は私以外の職員にはまた間接的な被害、要は逆恨みのような形で報復することが懸念されたので、私を含め、部下2人と申出の提出を諦めたということになります。

○安保友博委員長 その後、加害職員はどうなりましたか。
阿部証人。

○阿部剛証人 その加害職員と上司2名は特に処分とか指導を受けることなく異動しました。

○安保友博委員長 そのパワハラと元職員のパワハラには何か関係はあったのでしょうか。
阿部証人。

○阿部剛証人 その加害者となった職員は、元職員がいなくなった後に、元職員のパワハラであるとか、それから、元職員のこれまでの仕事の進め方を強く批判していました。ですので、元職員の仕事のやり方を継承していった我々、地域包括ケア課の職員に対しても批判であったりとか、それとか非協力的な態度をすごく示していましたので、加害職員のパワハラが元職員の影響を受けたものとは言えないと思います。ただ、元職員がそれこそ20人から被害の申出を受けたにもかかわらず、懲戒処分とはならず文書訓告で済んでしまったということがあって、加害職員にはこの程度なら処分を受けることはないだろうというような意識を植え付けた結果、こういったパワハラに至ったという可能性は否定できないと思います。

○安保友博委員長 元職員のパワハラが大きな問題となっていたのに、パワハラがなくならなかった要因は何だったのでしょうか。
阿部証人。

○阿部剛証人 元職員が異動した後の後任の部長は、今度の新たな保健福祉部の中でもパワハラは許さないという姿勢を明らかにしていたんですけども、結果としてパワハラがなくなることはなかったと。元職員の異動後は、部内の職員にこれまで抱いていた不満みたいなものが一気に噴出して、その矛先がどうも地域包括ケア課に向けられたものというふうに認識しています。元職員のパワハラで多くの被害者が出たにもかかわらず、別の職員が新たにパワハラをして、それを誰もとがめなかったというようなことは、やっぱり部内職員の無関心であるとか責任回避みたいなことがあって、でも、それだけが問題なのではなくて、やはり元職員による深刻なパワハラと、そういった問題に対して前市長が毅然とした措置を取らなかったことが私

は直接の原因だというふうに考えています。

市では懲戒処分の基準というのには定めているわけなので、元職員によるパワハラへの対応というのは明らかに懲戒処分の対象になるところなんですけれども、処分ではなく指導になってしまったということで、ほかの職員も、さっきも申し上げましたけれども、元職員のパワハラが懲戒にならないんだったら、多少のことでは処分されないだろうというような意識であるとかモラルの欠如みたいなものが生じてしまったんじゃないかというふうに考えています。それこそ元職員でさえ懲戒処分にできないんだったら、自分が被害を受けたとしても、加害者が罰せられることがないというような諦めも被害者側にも同時に出てしまったのではないかなというふうに思いますので、現行のその制度の不備ですね、実際に被害者の存在を明らかにさせない限り、被害処理に動いてもらえないというところで実際にハラスメント被害に遭っている職員が声を上げることができない。泣き寝入りしているというような事例がまだほかにもあるんじゃないかというふうに私は推測しています。

○安保友博委員長 元職員の異動後に発生したパワハラというのは今のお話だけでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 元職員が異動した後に保健福祉部内で起きたパワハラは私の知る限りでは今申し上げた部分だけですけれども、私が保健福祉部から異動した後、元職員の逮捕後は、私自身が組織からパワハラとも言える扱いを受けたことがあります。

それから、当時の私の元の部下の職員も市長が辞任する直前に、市長から呼び出されて、市長をはじめとした懲戒処分の審査委員会を構成するそうそうたるメンバーの居並ぶ前で威圧的に情報の提示だとかを強要されたということで、私に泣きながら相談してきたという事例もありました。

○安保友博委員長 それはどのようなことか、時期とか内容についてお伺いします。

阿部証人。

○阿部剛証人 私の部下もそういう被害を受けたと相談が来たといったところについては、伝聞の情報ですので、実際に私が受けた内容ということのお話でいきますと、私が令和元年の7月31日にそれまで年休と病休を取得して、休暇を取っていたんですけれども、病休が明けて業務に復帰するに当たって、当時市民環境部に所属していたんですが、市民環境部長と総務部長の面談が行われて、そのときに総務部長からくれぐれも事件のことについては話さないように注意するよという趣旨の指示を受けています。

業務に復帰してから3週間ぐらいしてから、8月21日に再度総務部長との面談が行われました。そのときには市民環境部長と次長兼産業支援課長が同席したんですけれども、市民環境部長からは、8月1日に遡って産業支援課主幹の特命事項が示されて、その後、総務部長からは、指示された特命事項以外の仕事には従事しないように、あるいは対外的な事務には一切従事しないこと、市議会に関する業務には従事しないことというような職務命令を受けました。総務部長はこのとき、この指示について、元職員が懲戒免職となって裁判の決着がついてないとい

う中で、庁内とか庁外から様々な意見や指摘が寄せられているから、組織の動揺を抑えるための措置ですという趣旨の発言で、指示の理由が示されたところです。

あと、市長、副市長との面会を禁止する措置もありまして、私が起案をして、市長決裁を求められた際に、副市長が起案者である私に内容の説明を求めたんですが、当時の秘書広報課長から、当時の産業支援課長に副市長の説明は阿部さんじゃなくて次長が入ってくださいということで言われて、同じようなことが何回かあって、産業支援課長がどうしてそういうことをするんですかと理由を尋ねたら、阿部さんに限らず、公判で名前が出た人は市長、副市長に会わせないようにしているというような発言がありました。私は、これは職務命令として受け止めていて、この職務命令が直接私に対する指揮権限のない総務部長によってなされたこと、それから、職務命令の内容ですね、先ほど議会に従事するな、対外的な業務に当たってはいけないといった、それらの命令の明確な理由が一切示されなかったということに実は疑問を持っていて、私は当時、元職員の事件に関しては起訴も処分もされていなかったにもかかわらず、法令とか、そういったところの根拠がなく業務を制限されたということに対して、市としては私を犯罪者、いわゆる元職員との共犯であると認識して、こういったパワハラのような措置を、いわゆる組織のパワハラですね、仕事外しであるとか、人間関係からの切り離しというようなパワハラを受けたというふうに私は受け止めています。

○安保友博委員長 その組織によるパワハラというのが今の説明ということでよろしいですか。阿部証人。

○阿部剛証人 はい、そのとおりです。

○安保友博委員長 その職務命令を受けた後はどのようになったんでしょうか。職務命令に対してあなたがどのように対応したかについてお願いします。

阿部証人。

○阿部剛証人 職務命令を受けた後に、実際、私は元職員の事件に関しては証拠隠滅の被疑者として警察の取り調べを受けて、その後、送検されたわけです。その後、令和2年の2月18日に、検察官から不起訴処分の告知書が交付されたんですけども、これによって元職員が起訴された件について、私がいわゆる共犯だとかということで訴追されることがなくなったということで、総務部長に発せられたその職務命令を継続するその理由がなくなったということで、私は市長に対して職務環境改善要望書というものをしました。これで、これまで出されていた職務命令ですとか、市長とか副市長に会わせないとする措置を解除してくださいということをお求めました。さらにそれについては書面について回答を求めたところです。

○安保友博委員長 それに対しての市の対応はどうでしたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 そのときの回答では、市が私に対して職務命令を発した理由を、私が逮捕、起訴される可能性がある。要はだから逮捕、起訴される可能性がある阿部主幹を市民や市議会議員などと接する業務に従事させることは適当でないと考えて、また、阿部主幹が逮捕、起訴

された場合に生じる職における混乱及び市民の公務に対する不信感を最小限とするためとして、その根拠を地方公務員法の第32条に基づいて、任命権者である市長の権限においてということで回答がありました。

ただ、私は、ちょっと申し訳ないんですけども、これの理由については、実は重大な事実誤認があると考えておりました、この職務命令が発せられた当時は、私自身既にもう警察の捜査に参考人の立場で協力していたので、少なくとも逮捕される可能性はなかったはずで、ですから、この理由は後づけのものでないかと私は考えています。

また、ここで示された命令の根拠が地方公務員法の32条とされていますけれども、これは法令とか上司の命令、職務上の命令に従う義務、すなわちそれは職員の義務を規定したものであるから、今回の指示とか措置の根拠として適切かどうかという疑問はあります。そのときに総務部長は、私に指示をした際に、市長の指示であるということを私に対して一切言ってませんでした。だから、直属の上司ではない総務部長が私に命令するという指示が適切であったかどうかというところも疑問がありますし、これは全て後づけの理由なんではないかというふうに考えています。もしこれが適正であるとするなら、直属の上司でなくてもこのような理不尽な職務命令が許容されてしまうこととなりますので、こういったものというのは、やはり一種の上位の権限がある者による組織的なパワハラと私は受け止めています。

それと、今回改善要望書を出しましたけれども、これは不起訴処分の告知を受けたからなんです。実はこの不起訴処分の告知というのは、不起訴になったから当然に連絡が来るというものではなくて、自分で請求しない限り、自分が不起訴処分になったかどうかというのは分からないんです。だから、私はそのとき、取り調べを担当してくれた警察官が、いや、阿部さん、不起訴になっているから検察に言えば、不起訴処分の告知書がもらえますよということで、私はそれで初めて不起訴処分告知書を取り寄せて、出したと。だから、私が自分で請求しない限り、不起訴処分になったことを知らない限り、この改善の要望は出せなかったわけですから、私がこれを出さない限り、この命令もずっと解除されずに継続された可能性があるということが可能性としてはあるんだと思います。一切最初に言われたとき、いつまでということは何も言われてませんでしたので、私が解除してくださいとお願いするまでは解除されなかつたわけですから、もし私が不起訴処分になったことを知らなかったら、このままずっと解除されなかつた可能性がある。これは非常に重大なことだと思っています。

○安保友博委員長 以上で、パワーハラスメントについての主尋問は終了いたします。

続いて、補足尋問を行います。

補足尋問がある方は挙手を願います。

金井委員。

○金井伸夫委員 本日はコロナワクチン接種等で御多忙の折においでいただきまして、証人、ありがとうございます。

今、証言いただいたことで保健福祉部の職場が大変パワハラで荒れていた職場だったという

ことを実感したわけですが、和光市の人事評価制度とありますが、この人事評価制度においては、部長の資質というものが能力、意欲評価項目の中に、倫理観とか自己認識力、自己管理能力というような評価項目があるんですね。これの中で例えば自己管理能力とは、怒り、いらいら、恐れ、ストレス等の不安定な感情を自己コントロールし、平静な精神状態で業務に臨むと、こういうような評価項目があるわけなんです。証人もこの人事評価を評価する立場あるいは管理職として評価される立場であったわけなんです、こういった評価項目で部長の資質が問われていると思うんですが、こういったようなパワハラが横行していた被告の勤務態度と、この部長の資質というのは乖離が大き過ぎると思うんですね。そこら辺、証人としては人事評価制度の在り方については当時どのように考えておられたんでしょうか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 部長職を評価するのは、評価者は副市長、市長ということになりますので、実際私たちが部長職の評価をするということはないので、ただ、今委員のお示しいただいたような評価項目がある中で、じゃ、実態として我々が感じているものとの乖離というものは実感としては持っています。ただ、それについて人事制度がどうあるべきかといったところはなかなか私からはコメントは難しいかなと思っております。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 じゃ、こういった人事評価制度というものがあんですけども、やむなしというようところで実際に人事評価をされていたということなんでしょうか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 今の御質問は、元職員が被評価者、評価される側としてどういう評価をされていたかという御質問でしょうか。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 そうではなくて、証人が、人事評価されていたわけなんだけれども、それが即被告の評価ということじゃないんですが、人事評価の在り方として、こういう被告が部長職でやっていたということに対して人事評価制度というのがうまく機能していたとは思えないんですが、そこら辺はどのような乖離について、証人はどう考えておられたのか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 すみません、なかなか質問の趣旨をきちんと理解できていないので、お答えになるかどうか分かりませんが、実際、現行制度の職員評価の在り方というのは、それぞれの方がそれぞれの思いを持っていると思います。それで、現実には、例えば成績優秀な人間は公表もされて、果たしてそれが正しいのだろうかとか、逆にそういう人たちというのはどうやったらそういった評価がもらえるのかというののあまり明確なものはなかったりするので、実際に職員評価をやるということの何ていうんでしょう、本来の目的みたいなものが職員に完全に浸透しているかというとなかなか難しい部分もあるかと思うので、ただ、元職員とかそれから私との関係において、この職員評価のことについて語るのはなかなか難しいかなと思っております。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 阿部証人、今日は御多用のところ、ありがとうございます。

パワハラの証言は大変に参考になりました。

パワハラに関してですが、阿部証人が長寿あんしん課長補佐、福祉政策課長、地域包括ケア課長であるときに、和光市の売りであるケア会議というのは中央ケア会議と包括ケア会議ありますが、これに参加されたことはあるのでしょうか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 私は、あまりケア会議に参加することはありませんでした。ですから、本当に数えられるほどぐらしか会議には参加していません。

ただ、私が例えば、国ですとか団体とかの視察があって、それを御案内するときにケア会議に視察者を案内するときに入っていくぐらいで、私自身がケア会議そのものに関与したというのは本当に数回しか会議には出たことはありません。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 今のお話だと数回しか会議に出たことはありませんということですが、これは職員としての会議を担当する担当課というのは決まっているのでしょうか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 福祉政策課ができるまでは長寿あんしん課がケア会議の運営をしておりましたが、福祉政策課、地域包括ケア課ができてからは地域ケア会議の進行管理というのは地域包括ケア課でやっておりました。

ただ、私自身は、長寿あんしん課に異動してきた後の数回ぐら出ただけで、地域ケア会議にはほとんど私は出ていません。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 会議を主導するのは東内元部長という理解でよろしいのでしょうか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 基本的には元職員が会議を主導します。元職員がいないときには、代わりの職員がやる、私以外の職員がやる、私の部下職員が会議のコーディネート、進行をしておりました。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 極端な言い方をすれば、外されたという意図があったのでしょうか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 そのとき私が出なくなったことの原因までは、私は分かりません。外そうとしていたのかという意図があってやらなくなったのか、あるいはまた別の意図があったのか、そこは私にはよく分かりません。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 本日はありがとうございます。

まず、今回、百条委員会に証言を引き受けた理由、そして阿部さんは現職の職員でもございます。秘密会を希望しなかった理由は何ですか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 いろいろ悩んだところではあるんですけども、今回、不祥事の中で私が関わってしまった事案について、これまで市で特別委員会が行われて市のほうからも答弁はいろいろなされているんですけども、当然その内容は事実の一部でしかなくて、そのために議会と庁舎内で大きな事実誤認がなされているというふうに私は認識しています。

そして、事件から3年近く経過する現在もいわれもなき誹謗中傷を受け続けているというようなことで、今回お引き受けして秘密会としなかったことというのは、別に理由は自己弁護のためというよりは、まだ明らかにされていない事実を正しく伝えていくといったところ。これまでこういった機会とかそういったこともなかったので、私の知っている事実をお話しすることで、少しでも不祥事の再発であったりとか、組織の再生みたいなところに役立つのであればということで、秘密会ではなく、あえて証言を公開の中で記録に残したいという考えで臨みました。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 秘密会にしなかったということで、百条委員会の尋問の内容というものが全て公開されるということになります。そのことでいろいろと不都合があるのではないのでしょうか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 確かに現役職員という立場ですので、証言の内容によっては当然私の話したことが組織からすれば体制批判みたいに受け取られるおそれは当然ありますが、私は先ほど宣誓しましたとおり、あくまでも私の知っている事実を述べるつもりでいます。

今現在、やっぱり職員が現在の組織だとか制度、そういったところに問題意識とか疑問を持っていたとしても、それを意見として表明する機会だとか場所もあまりないので、やっぱり公然と意見を表明することがはばかれるようなそういった雰囲気があったりするというので、今回、私がこういうふうに証言することでそういったことが少しでも改まっていくのであればという期待も込めてやっておりますので、その辺の不都合についてはあまり現在のところは意識しておりません。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 先ほどパワハラのところ、元職員によるパワハラ被害を訴えとされた方が20人よりは多かったというふうにお答えされておりました。実際、意を決して被害を訴えた保健福祉部の職員はその現状を見てどう考えていたと思いますか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 なかなか私もその状況を、さっきも少し話もありましたけれども、例えば元職員に対する非難みたいなことを私に言うてくる人というのはあまり多くなかったんです。とい

うのは、さっきもお話ししましたがけれども、私に言うことで元職員に伝わってしまうんじゃないかということを恐れて、私にあまりそういったことを言わないということも結構あったと思います。

ただ、やはり一緒に部の中で仕事をしていればそういった雰囲気であるとか、漏れ伝わってくるものというのは当然あったりするので、そういったところで皆つらい思いしているんだなといったところは雰囲気として見て取れました。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今のやり取りの中で、かなり事実確認以外の本人の意見を述べる場があるので、それはどうかかなと思いますので、その辺はちょっと委員長のほうでお話しいただければありがたいなと思います。

あと、私から質問ですけれども、今パワハラについてかなり詳細にお話をいただいたんですけども、これについては現場にいた証人が当時認識された事実という理解でよろしいですか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 そのとおりです。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 お話の中で、市長にお話ししてもパワハラの件についてまともに取り扱ってもらえないとか、あるいは職場の状況を見ると職員がいるだけで思考停止であったり、責任放棄というのが見受けられたというお話がありましたけれども、これ職場の中ではかなり厳しい状態かなとは私は思っていて、当時いた管理職としてなぜそこを職場の中で議論しなかったのか、その辺はどういう認識でしたでしょうか、当時の。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 まず、恐らく部内の各課の課長職も大体同じ認識は持っていたと思います。今、委員が御指摘されたように、だったらやっぱり問題意識を持ってそこら辺を話し合っただけで対応策を考えることというのは当然必要だったと思います。

ただ、当時、元職員は、例えば誰と誰がどこで何を話しているというところまでかなり気にしていました。ですから、それこそ元職員の見える前で課長同士がこそこそ話すること自体、もう呼び出されて今何話していたんだとかというところまで詰められてしまうので、職場の中で議論していくこととかというのはなかなか難しかったということと、やはりそれ以上、何ていうんでしょう、諦めに近い気持ちがやっぱり勝ってしまったのかなと思っています。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 お話の中で、20人というパワハラを受けた実態があって、証人のお話だとそれ以上あるんじゃないかというお話もありました。そういう実態がありながら、じゃ職場の中である程度、元職員がいろんな場面で目を配らせて情報を得ようとしているというのは分かりますけれども、職場、保健福祉部自体が機能する上では、管理職が何人もいらっしやるんだから、そういう中でなぜできなかったのかなというのが私、不思議ではないんですけど

も、そういう場をなぜ設けなかったのか。事実関係こういうのいっぱいあるんですけども、そういう事実がその中で議論しなかったら解決しなかったのではないかというふうに思うんです、管理職の皆さんが。それをなぜ当時はそういう判断をしなかったのか、当時の認識をお伺いします。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 当時の認識としますと、もっと平たく言ってしまえば、そういう気持ちにすんなれなかったというのが正直なところですよ。ですから、確かに委員がおっしゃるように疑問を呈されていますけれども、なぜそういうのがあったんだったらそれをしなかったんだ、それをするのが管理職の役目だったんじゃないかというのはもちろんおっしゃるとおりだと思いますし、当時にそういう気持ちがなかったわけでももちろんありません。だけれども、それをアクションを起こすというだけの気持ちになれなかったというのが、今としてはそういうふうにし説明のしようがないです。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 管理職の方いっぱいいらっしゃったと思うんですけども、全ての管理職がそういう認識だったということですか。証人に聞くのは難しいかもしれませんが、管理職はいっぱいいらっしゃるんです、保健福祉部の中に。課長もいっぱいいらっしゃる、課長補佐もいっぱいいらっしゃる、そういう中で組織が停滞しているのであれば、そういうことを誰一人やらなかったということですかね。報告書の中にも職場風土という表現をしてありますけれども、そういう風土があったという認識ですか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 元職員の下ではそういう風土があったというふうに私は認識しています。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 パワーハラスメントについては、正規のルートで申し出ることができたわけですけども、それが1月に入ってからですか、20人くらいの方がほとんど一斉に出すという形で通報されたと思います。それまでは当事者に知られることを恐れて言い出せなかったことを一斉に言い出すということは、どなたかの声かけがあったとか、あるいは何かきっかけがあったということでしょうか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 私は、20人からに訴えられたといったところは実際それは後で聞いた話で、実際それが動いているところは私自身は全然知りませんでした。ですので、誰が訴えたかももちろん分かりませんし、いつそういう話が整ってどう動いたか、誰が音頭を取ったのかといったところも私は知りませんでした。

ただ、きっかけになるようなことというのは、それこそ日常的にやっぱりハラスメントの種はいっぱいあるので、どこかで堰が切れたようにやっぱりみんながここで立ち上がろうとなっ

たのは想像の範囲ですけれども。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 それと、もう一点、最後の陳述のところなのですが、業務を制限をされて、そしてまた人との切離しのようなことが行われた、その結果、日常的にはほかの職員の方からパワハラのような行為を受けたという事実はありますか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 私が受けたハラスメントということでいきますと、私自身へのパワハラというよりは、いわゆる名誉毀損に当たるような誹謗中傷です。ですから、それは露骨に声に出して、私を誹謗中傷するような発言が幾つもありました。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうすると、元職員のパワーハラスメントは非常に大きかったと思いますけれども、その後も組織の中にそうした体質というか、人にそういう形のことを発言したり、行為に表したりすることが普通にまかり通るような状況であるということでしょうか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 まかり通るという表現が正しいかどうかは別としても、実際そういったことというのは大きいもの、小さいもの含めてまだまだいろいろあると思います。

○安保友博委員長 ほかよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

それでは、ほかにありませんので、次に預り金管理のほうに移りたいと思います。

ここで、すみません、当初の予定だと90分ということだったんですけれども、もう少しかかりそうなので、少し延長したいと思うんですけれども、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。

それでは、預り金管理について。

まず、元職員の依頼ないし指示により、会計課の金庫、これは長寿あんしん課のロッカーですが、ここに現金を入れたことについて聞きます。

元職員があなたに対して、251万1,299円を会計課内の長寿あんしん課のロッカーに入れるように依頼ないし指示したのはいつのことでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 平成30年12月5日の朝です。元職員から教育委員会事務局のある4階に呼び出されて封筒を渡されました。

○安保友博委員長 そのとき元職員は何と言って依頼をしたんでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 元職員は、封筒を手渡す際に私に対して、これは例のケースの金だと、これを

会計課のボックス、つまり長寿あんしん課のロッカーです、ロッカーに入れてくれと言われました。

封筒を渡された日の前の日、12月4日です、私は元職員に3階の市長室の前に呼び出されまして、このとき元職員は私に、今市長に呼ばれたと、俺の失脚を狙った社会援護課の職員が生活保護のケースの預けた金がないと市長に報告して、ぬれぎぬを着せられたというようなことを言われました。私に、悪いけれども、今後1階の様子を見ておいてくれというような依頼をされました。ですので、元職員の例のケースの金だという発言で、このことだというふうに理解しました。

○安保友博委員長 あなたはそのとき受け取った封筒の中身を確認をしていますか。

阿部証人。

○阿部剛証人 中身は確認しておりません。金だというふうに言われて渡されましたけれども、内容を確認していませんので、金額ですとか現金以外のものが入っていたかどうか、こういったことは私は知りません。

○安保友博委員長 あなたは元職員からの指示を受けたときにどのように思いましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 前の日に生活保護に関係する現金がなくなったという話を元職員から聞いていたので、その話のとおりには受け止めていました。

○安保友博委員長 なくなったとされる現金を元職員から手渡されて、違和感は持たなかったんでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 元職員と私の関係性において、元職員の依頼であるとか指示、こういったことを簡単に断ることは当時できませんでした。元職員は当然ふだんから威圧的な態度であったし、私自身も元職員による攻撃とか叱責を避けるために、元職員とのやり取りでは完全に思考停止状態になっていました。

○安保友博委員長 生活保護に関する現金がなくなったと聞いて、事件性を感じたりはしなかったんでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 元職員のふだんの威圧的な態度とか厳しい指導等はみんなが知っていることで、逆恨みでぬれぎぬを着せられてしまうことはあり得るんだろうなと当時の私には思われましたので、元職員の言葉を信じました。なので、指示に従ってしまいました。

○安保友博委員長 元職員との関係性が特殊であったということだとしても、現金をロッカーに入れるということは通常あり得ないことだと思いますが、これを断らなかったのはなぜなんでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 確かに元職員の指示でなければ、違う人であったら断っていたかもしれません。

ただしかし、当時の私は元職員に対しては逆らったり、断ったりということはできない状態でした。

○安保友博委員長 もう一度聞きますけれども、依頼や指示を断ることができなかった理由は何ですか。

阿部証人。

○阿部剛証人 威圧的な態度であるとか、叱責を恐れたということが大きな原因だというふうには思っています。もちろん元職員の言うことは絶対でしたし、当時は元職員のパワハラが原因でぬれぎぬを着せられているということ、元職員の言った言葉もそのまま信じていたからです。

○安保友博委員長 あなたが会計課のロッカーに現金を入れた後、あなた自身はどうしていましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 その日は朝から社会福祉協議会の職員と一緒に、個別支援が必要なケースのお宅を訪問しておりました。

○安保友博委員長 市長らがロッカーの現金を確認したとき、その時点ではあなたは何をしていましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人 このときは、先ほど申し上げたように訪問先におりました。

そのときに外出先で当時の部下から、今、市長と副市長が課長の席を開けてロッカーの鍵持っていきましたと、市長が動画を撮って騒ぎになっていますというようなことが携帯に連絡が入りました。それで、市長が私の机を開けて確認をしていたということを知りました。

あと、私は元職員の指示でロッカーに入れた封筒のことで騒ぎが起きているということはそこで察したんですけども、私は元職員が副市長に現金はロッカーに入っていると報告したということ自体、私は知りませんでしたので、役所に戻ってきてから当時の保健福祉部長に、市長が来て検査したと聞きましたけれども、何があったんですかと聞いたら、当時の保健福祉部長は私は何も知らされていないということで、何も教えてもらえませんでした。それ以後、私にはロッカーの鍵は戻らなくて、その理由も示されておられません。

ですから、このとき元職員に対して何らかの嫌疑がかけられているようなこととかがもし詳細に市長が言ってくれば、私もその状況を理解した上で事実を話すことができたかもしれませんが、その後行われた顧問弁護士のヒアリングでも調査の目的とかははっきりと示されなかったので、実際そこで本当のことは話せなかったということでございます。

○安保友博委員長 それでは、次に自宅で保管していた現金500万円について聞きます。

あなたが自宅で保管していた現金の内容についてはどのようなものでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 平成30年12月5日の夜に元職員から私の携帯電話に連絡がありまして、まだ残りの金があるから代わりに保管してほしいという依頼がありました。そのときに生活保護関係

の現金だということを理解しました。

○安保友博委員長 元職員に現金の保管を依頼されたときの状況について伺います。

阿部証人。

○阿部剛証人 その電話のあった翌日の12月6日、元職員から呼び出されまして、西高島平駅周辺で会いました。このときに元職員から現金500万円を預かりました。あした、それは当時7日です、市長にこれを手渡すということで段取りを指示されています。このときの指示というのは、500万円を元職員から渡すんじゃなくて、私が業務中に誤ってロッカーから出しちゃったことにしてくれと、私から、阿部から市長に手渡すようにという筋書きを示されました。

○安保友博委員長 そのときに元職員から事実と異なる発言を指示されたということによろしいですか。

阿部証人。

○阿部剛証人 そのとおりです。

○安保友博委員長 元職員の提案する筋書きだと、元職員をかばうことがあなたの落ち度となり、処分や指導の対象になってしまうというリスクを負ってまで協力したのはなぜでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 元職員からは、俺をはめようとする動きには徹底的に対抗するということを言っていて、非常に有名な弁護士の先生に相談して、そのことに対して疑いを晴らすために万全の準備をしているということを言っていましたので、その元職員の話信じて従ったということです。ですから、その辺も今思えば思考停止状態だったとは思いますが、そういう状況でした。

○安保友博委員長 500万円もの大金を渡されて、不審には思わなかったんでしょうか。元職員の依頼に疑いを持たなかったのかという点ではいかがでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人 前の日にも封筒をロッカーに入れるように指示されていたものですから、どうして1回で終わらないんだろうという疑問は確かにありました。ただ、当時の私にはそのことを元職員に確認するとか、どうしてですかと聞くようなことはできませんでした。

○安保友博委員長 それはなぜでしょうか。不審に思ったのであれば確認するのが普通だと思いますけれども、いかがですか。

阿部証人。

○阿部剛証人 当時はその現金が元職員の犯罪に関係するものであるということは全く私は知りませんでしたし、その一方で、元職員の発言で自分をはめられているということを信じていたので、詳細を確認することはしなかったんです。

さらに、言いますと、私が元職員に不審に思ったことを確認することで元職員が自分を疑っていると思って、また気分を害して叱責されてしまうのではないかと、それを恐れたという気持ちもありました。

○安保友博委員長　そこまで元職員に気を遣っていたというのは、あなたが有利な転職を世話してもらうことになっていたからとは関係ないのでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人　転職のことはあまり関係はないと思っています。どちらかという、先ほど来申し上げているようにはめられているという話であったりとか、有名な弁護士の先生がついているという話のほうを信じたから、また信じるに足る内容だったからということが協力の理由です。

何度もこれ申し上げますけれども、当時の私は元職員が犯罪行為を犯しているということを全く知らなかったの、だから当時の私の行動は犯行に加担しているという意識なんか当然ないわけで、元職員がぬれぎぬを着せられているということを知っていて、元来の威圧的な態度とかそういったことがあって、容易に断ることができなかったという状況だったというふうに考えています。

○安保友博委員長　元職員から指示を受けた翌日、あなたはどのような行動を取りましたか。

阿部証人。

○阿部剛証人　現金を受け取った翌日の12月7日に元職員が市長室に行って、市長に500万円を渡したいという旨を伝えたと。そのとき前市長は現金の受け取りを拒否したそうです。その後、私は元職員に呼び出されまして、市長が500万円受け取ってくれなかったと、会ってもくれなかったというようなことを聞かされました。そのときに元職員から、これを俺が持っているわけにはいかないから当分の間、安全な場所で保管していてくれということを依頼されて、私が自宅で保管することになりました。

○安保友博委員長　前市長はなぜ500万円の受け取りを拒否したのでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人　受取拒否の理由は知りません。

○安保友博委員長　あなたが500万円を預かったら、あなたに疑いがかかるとは思いませんでしたか。

阿部証人。

○阿部剛証人　繰り返しですけれども、私は当時、元職員が横領ですとか窃盗だとかといったことをやっているなんてことは夢にも思っていませんでしたし、有名な先生とこのことに関して相談しているということも言われていたので、その中で適切な対応をしてもらえるものだと思っていたので、特に疑いを挟むことはしませんでした。

○安保友博委員長　元職員に協力することで、元職員からあなたに対して見返りのようなものはあったのでしょうか。

阿部証人。

○阿部剛証人　それに関する見返りというものは一切ありません。

○安保友博委員長　確認になりますけれども、実際はあなたが金庫から500万円を持ち出した

わけではないということよろしいですか。

阿部証人。

○阿部剛証人 私はその500万円を元職員から預かっています。そして、自宅で現金を保管していたのは、顧問弁護士による2回目のヒアリングが行われたのが12月28日までですので、その間の3週間だけです。

これは令和3年2月10日の特別委員会では、前市長が実際問題として500万円の現金が職員の家にあった経緯の内容によっては、その職員が問われる責任というものは変わってくるというふうな発言をしています。このとき既に前市長は私が自宅で現金を保管することになった経緯を知っていたはずだと思うんです。その理由としては、私に対する懲戒処分の弁明の機会を付与する際に、令和元年10月1日の元職員の第2回公判における検察官の犯行状況の説明の際に、ここでは元職員が私に500万円を渡し、私が現金を自宅で保管していたように関係者に言うように依頼したことを引用しているといったことから、これ明らかだと思います。

特別委員会の中で、これまで前市長が500万円の受領を拒否したことについては全く触れられていないので、私がこの場で証言するまでの間は、あたかも私が金庫から500万円を持ちだして、自宅でずっと保管したものがまるで発見されたかのように誤解されていたというふうに思っています。

○安保友博委員長 あなたは元職員の指示により事実と異なる発言をしたことで懲戒処分を受けていますが、事実と異なる発言をしたことは間違いありませんか。

阿部証人。

○阿部剛証人 事実と異なる発言をしたことは間違いありません。

ただ、ここで少し言わせていただきたいのは、ちょっと私が自身に対する懲戒処分の決定プロセスを確認したいということで情報開示請求をして、懲戒処分の審査委員会の会議録を見ました。

審議のために示された資料は、私が事実と異なる発言をした部分をそこだけを切り取られているということが分かりました。ですので、審議の中で、委員からは、500万円を持ち帰ったという行為自体がおかしいとか、現金500万円を持ち帰るという行為は公務員としたあるまじき行為であるとか、虚偽報告だけでなく不適切な事務処理にも該当するのではないかというこれらの意見が委員の口から発せられている、発言されているということで、だから委員もこの懲戒処分の審議に当たって事実を誤認したまま審議が行われていたということを私は把握しました。

○安保友博委員長 以上で主尋問を終わります。

続いて補足尋問を行います。補足尋問がある方は挙手を願います。

菅原委員。

○菅原満委員 証人におかれてはお忙しい中、本日は御協力ありがとうございます。

先ほどの、元職員から指示を受けた500万円の授受の関係についてですが、元職員から指示

を受けた翌日、あなたはどのような行動を取りましたかというところで、元職員が市長室に行き、500万円を渡したい旨伝えた云々ということで、結局受け取らなかったというような趣旨の御発言があったかと思いますが、それはあくまで元職員からの話として聞いているということで、その関係について確認をしたということではないということでもよろしいのでしょうか。元市職員からの話を聞いたということでもよろしいのでしょうか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 そのとおりです。私はそのやり取りがあったとされる後に呼ばれておりますので、聞いているのは元職員からしか、このことは聞いていません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 500万円に関して今のお話では、高島平駅周辺で元職員から渡されたということですが、その中で元職員から事実と異なる指示を受けたということでそのとおりですと先ほどお答えしていますけれども、ということは、なぜそのとき事件性を疑わなかったのでしょうか、その確認をしたいんですけれども。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 事件性というよりも、私はそのときの私の感覚としては、元職員が実際自分のはめられていて、それに対して徹底的に対抗していくというところの部分しか私には頭に入りませんでしたので、御指摘のあるような事件性を疑うというような状態には私自身がありませんでした。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 何か通常、現金の500万円を外で手渡ししたりしているわけじゃないですか。なおかつ、事実と異なる指示をそこで受けちゃったわけなので、通常なら何かおかしいかなという判断があってもよかったですのではないかなと思いますけれども、全くそういう認識はなかったということでしょうか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 そういった今の御指摘のような意味で言えば、全くそういった感覚がゼロだったわけではありません。なぜだろうとか、私もさっきも申し上げましたけれども、昨日お金、封筒を入れてくれという依頼があって、何で1回で済まないんだろうとかその違和感とかそういうものはありましたけれども、ただそれというのが、それを打ち消したのがやはり先ほども申し上げたように、元職員が非常に高名な弁護士、すごい有名な弁護士の先生と相談しながらやっているといったところだったので、それは私も戦略的な行動の一つだというふうに、そのときもそういうふうに思ってしまったということです。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 その前日のお金、それから今話題になっている500万円なんですが、これは本来であればどこにあるはずのお金だったのでしょうか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 それは私は直接元職員から手渡されて、これが本来どこにあるべきものだったのかということまでは聞いていませんでしたし、私も聞きませんでした。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 特捜に提出するとか様々な理由をつけて持ち出させたお金なのかと思えますけれども、そういう形で持ち出させたこと自体は証人は御存じなかったということによろしいでしょうか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 私は、今おっしゃられた例えば特捜に持っていかどうかというのは後で知ったことですし、そういった状況としては私は全然、本当に警察の取り調べを受けるまでそういった犯罪があったということは全く知りませんでした。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうすると、部長がその現金を持っていて、それを渡されたことに対しては疑問が湧かなかったということによろしいんですか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 先ほどの富澤委員のお話にも回答したとおりで、若干の違和感はもちろんありますけれども、ただそれを何ていうんでしょう、超えるだけの、弁護士がいてこういう闘いをやっていく、そういう中での戦略的な手続だというふうに説明されていましたし、私もそういうふうに何か信じてしまったということでした。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 今日はありがとうございます。

今回の500万円の件で伺っているわけですが、これは平成30年12月5日以降等、発覚した内容ですが、それ以前に元職員はいろいろな横領をしているわけですね。その辺の事実というのは全く分らなかったのか、御存じなかったのか、伺います。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 私は全く知りませんでした。私がそれを知ったのは私自身が警察の取り調べを受けたときです。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 度々ですが、元職員から封筒を渡されたということで、最初のほうのお金のほうは中を確認していなかったというようなお話だったんですが、それは2回ともというか、中身は最後まで確認されなかったんでしょうか。

○安保友博委員長 阿部証人。

○阿部剛証人 まず、最初のロッカーに入れることを指示されたときの封筒は、中身は一切確認しておりません。それで、2回目の500万円のときには、ここに500万円あるからこれを筋書きどおり、あした市長に返しに行くから、俺が説明するからお前がこれを渡せというようなと

ころで、それを持って帰らされたときに数がなくなってもいけないから、念のため、そこは数を改めました。

○菅原満委員 ありがとうございます。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

ほかにありませんので、以上にて阿部剛証人に対する尋問は終了とさせていただきます。

阿部剛証人、本日は長時間ありがとうございました。これで御退席いただいて結構です。

〔証人退出〕

休憩します。(午前 11時44分 休憩)

再開します。(午後 1時30分 再開)

それでは初めに、証人尋問の進め方について確認します。

午前と同じく私のほうから主尋問を行った後、各委員から補足尋問を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、証人尋問に入ります。

事業者A証人の入室のため、暫時休憩をします。

休憩します。(午後 1時31分 休憩)

再開します。(午後 1時33分 再開)

〔証人入室〕

これより秘密会で証人尋問を行います。

〔以下秘密会に入る〕

※令和4年1月27日開催の第27回委員会において、事業者A証人に対する証人尋問の秘密については、事業者名及び個人名、事業所の所在地に関する尋問及び証言以外について秘密を解除した。

○安保友博委員長 この際、事業者A証人に一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきありがとうございます。委員会を代表して、心からお礼を申し上げます。また、本委員会の調査のため、御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に対する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にありまたはあつ

た者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがあるまたは名誉を害すべき事項に関するとき、医師、歯科医師、薬剤師、行者、助産師、弁護士、弁理士、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、医術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨申出をお願いします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの理由がなく、証言を拒んだときには、6か月以下の禁固または10万円以下の罰金を処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても次の場合はこれを拒むことができることになっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係があり、またあつた者、証人の後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3か月以上5年以下の禁固に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたく思います。

それでは、法律の定めるところによりまして証人に宣誓を求めます。

全員起立をお願いします。

〔全員起立〕

それでは、証人は宣誓書を朗読願います。

○事業者A証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和4年1月19日、事業者A。

○安保友博委員長 それでは、証人は宣誓書に署名、押印をお願いします。

〔証人、宣誓書に署名捺印〕

それでは、御着席ください。

これより証言を求めることとなりますが、証人は体験した事実を述べるのであって、意見を述べることはできません。また、証人は委員に対して質疑をすることができないこととなっております。ただし、尋問の内容で不明な点や聞き取りにくい点がありましたら、再度確認してからお答えください。証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、証言は着席のまま御発言いただいても結構です。

次に、証人にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいで結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。証言を求める事項の範囲を超えないようご注意ください。

尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

この際、お諮りします。事業者A証人から、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申出がありますが、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議ありませんので、許可することに決定いたしました。

この際、証人に申し上げます。

今回、この証言は記憶に基づいてしていただくものですので、メモを参照したりする際にはその都度、申出をするようお願いいたします。

これより事業者A証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に各委員から御発言を願うことといたします。

初めに、人定質問を行います。

あなたは事業者Aさんですか。

事業者A証人。

○事業者A証人 はい。

○安保友博委員長 次に、住所、職業、生年月日について事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

事業者A証人。

○事業者A証人 はい、間違いありません。

○安保友博委員長 それでは、私からあらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

まず初めに、証人の経歴と業務内容について簡潔にお答えください。

事業者A証人。

○事業者A証人 平成27年10月に・・・・・・を立ち上げまして、障害者の相談支援事業を行っております。法人としましては、相談支援事業のほかに障害者のグループホームとあと生活サポートという送迎サービス、それとあと自立生活援助という障害福祉サービスを行っております。

○安保友博委員長 東内氏と証人との関係性について教えてください。

事業者A証人。

○事業者A証人 平成27年に相談支援事業を開始しまして、当時、まだ・・・で立ち上げたばかりだったんですけれども、業務で使うソフトというのがありまして、その業務ソフトの会社のほうから、和光市で相談支援を行っていた事業所が倒産をするというところで、和光市の利用者さんが抱えてもらえる相談支援事業所がなくて困っているというお話をその事業所のほうからいただきまして、和光市を引き取ってもらえないかということで、当時、35名の利用者さんを・・・・のほうで受けさせていただきました。そのときに福祉部長をされていたのが東内

部長だったので、そのときからの知り合いとなっております。

○**安保友博委員長** 具体的に東内氏と関わるようになったきっかけについても一度確認をさせていただきます。

事業者A証人。

○**事業者A証人** 障害者のプラン、計画相談というのを行っているんですけども、それを作成するに当たり、これは本当に和光市独特のものだと思うのですが、ケア会議というのがありまして、そのケア会議が東内部長が招集して行っているというものだったので、そこで呼ばれて参加したという感じです。

○**安保友博委員長** そうすると、東内氏と関わるようになったのはその頃ということで、同じ時期ということで間違いないですか。

事業者A証人。

○**事業者A証人** 平成27年10月からです。

○**安保友博委員長** それでは、パワーハラスメント関係について順次聞かせていただきたいと思えます。

まず、東内氏が主導していた地域ケア会議には、中央コミュニティケア会議（中央ケア会議）というものと、包括コミュニティケア会議、これは包括ケア会議というものがあると思えますが、証人が出席したのはどちらの会議になりますか。

事業者A証人。

○**事業者A証人** 私の記憶では、そのような名前の会議だったかどうかというところは、ちょっと分からないところではあるのですが、中央会議という言葉は記憶にありまして、困難事例ですとか、ちょっとこれはみんなで話し合ったほうがいいたろうというときには大きな会議でした。本当に机の形もこのような感じで、30人ぐらいですね。今日の人数よりも多いかもしれないんですけども、ぐらいの方がいた大きな会議を中央会議と呼んでいたと思えます。

包括ケア会議という名前があったのかどうかというところは記憶にないのですが、もう少し小規模の少人数で行う会議というのもありました。それは地域別に分かれていまして、その地域によって、多分、和光市の中でも地区担当みたいなのがあったんだと思うんですけども、担当する方が分かれていました。なので、一応、どちらに参加しましたかという御質問に対しては、多分両方参加しております。

○**安保友博委員長** それでは、その会議について、それぞれどのようなものが簡潔に内容を教えてください。

事業者A証人。

○**事業者A証人** 私の仕事自体が介護保険のほうでいいまして、ケアマネジャーと同じようなお仕事になっておりまして、障害のある方お一人につき相談員が1人つくということになっております。障害福祉サービスを使うときに、相談員が御利用者様の課題とか、どういうことをお望みしているかというところを聞き取ってプランを作成するんですけども、そのプランに

ついでの内容の精査みたいな感じのことを行うところがケア会議という感じになっておりました。

○安保友博委員長 そのケア会議はどのぐらいのペースで行われていたのでしょうか。

事業者A証人。

○事業者A証人 これは不定期でして、本当に東内部長の都合によるという感じだったと思います。なので、1週間のうちに2回行われるようなこともあったりですとか、あと、少し数週間空くというようなこともありました。

○安保友博委員長 それでは、ケア会議に出席したメンバーは誰でしたか。

事業者A証人。

○事業者A証人 正直申し上げますと、どういう方が出席していたのかというところは、よく分かりません。すごく大勢いましたし、よく分からないところがあるんですが、ただ、自分が関わっている御利用者様の使っているサービスの人とかを相談員が声をかけて集めるようにというお話はありましたので、関わりのある方ですとか、あと和光市の社会福祉協議会の人、それと、あと栄養管理とか、そういうお話は出ていました。

○安保友博委員長 そのケア会議は誰が進行役をしていたのでしょうか。

事業者A証人。

○事業者A証人 実際は東内部長の側近といいますか、社会援護課の方だったとは思いますが、けれども、そこの方が中心に司会進行はしておりましたが、東内部長、すみません、東内部長と呼んでいたのが東内部長なんですけれども、その東内さんが結構発言が多かったのが、東内さんの気分次第というようなところもあったかと思えます。

○安保友博委員長 実際にケア会議はどのように進められるのでしょうか。

事業者A証人。

○事業者A証人 進められたか。まず、1人の枠が15分という感じで決まっていたんですけども、事例によってちょっと長引いたりとか、早くなるということもありまして、何曜日の何時とかが決まっていたわけではなく、いきなり突然電話がかかってきて、この御利用者様のケア会議をこの日に行うことになったので、関係者を集めてくださいというような連絡が、まず一報が入って、その会場に行くという感じで、そこには15分刻みで一日にすごく何人も会議にかかるような人がいたので、廊下で待っているような感じになっていて、呼ばれたら順番に中に入って行くというような流れです。

○安保友博委員長 ケア会議のそのものについては、内容はどのように進行されますか。

事業者A証人。

○事業者A証人 先ほどの御質問にもあったことと同じような内容になるのかもしれないんですけども、社会援護課の側近だった方が中心に進行していて、でも、東内部長が途中から発言が多くなるので、東内部長の気分です。気分というのは、感情の起伏がとても激しくて、だんだんとなぜだか興奮するような場面もあったので、怒っているような場面になると、はい、

もう終わりで次、みたいなところがありました。

○**安保友博委員長** 会議の全体で見て、東内氏の存在というのはどのような存在だったんでしょうか。

事業者A証人。

○**事業者A証人** まず、いきなり電話がかかってきて、この日に集めろというところでしたりとか、先ほども申しあげましたように、いきなりそういう感じで集めたのにもかかわらず、もういいと中止をしてしまったりとかというようなどころもあったりして、本当に東内部長のワンマン的なところがあったかのように思います。

○**安保友博委員長** ケア会議の中で、東内氏によるパワーハラスメントを感じたことはありましたか。

事業者A証人。

○**事業者A証人** 当時、パワハラという言葉がなかったんですね。パワハラという言葉自体、最近の言葉だと思うので、その当時は、なので、それをパワハラと感じたことはなかったのですが、業務にとっても支障があると感じたりとか、あと精神的苦痛ですね、そういうところは感じました。

○**安保友博委員長** 業務に支障とありますが、その具体的な内容というのはどういうことでしょうか。

事業者A証人。

○**事業者A証人** もともと入っていた予定があったところも、変更しないといけないというところがありまして、一応こちらのほうで、もう予定が入っているからできないというお話も、電話がかかってきたときにお伝えはするんですけども、いや、それは困るという話になりまして、部長がどうしてもそこしか空いていないというか、部長の都合でそこがいいので、そこをずらしてくださいというふうに強制的に言われて、そういうところで、もともと入っていた予定を変更しなければいけないというところがありました。

○**安保友博委員長** それを、御自身のことだと思えますけれども、目の当たりにしたときに、どのように当時感じましたか。

事業者A証人。

○**事業者A証人** とても腹立たしかったですし、もう本当に和光市を受けるのが嫌だと思いました。それと同時に、障害福祉という目線から見ても、これはおかしいと感じました。

○**安保友博委員長** 障害福祉という観点から見たときにおかしいというのは、具体的には。

事業者A証人。

○**事業者A証人** まず、ケア会議自体が誰のために、何の目的で行っているのかというところとかも、論点がずれているようにも感じましたし、ビジョンはとてもすばらしいとは思いますが、実際行っているような内容というところ自体も、何か納得ができないようなものでしたし、その会議によって何か利用者さんでしたりとか、相談員がメリットになるということはない

かったように感じました。

○**安保友博委員長** それでは、ケア会議に出席していたほかの方々の反応というのはどのようなものだったのでしょうか。

事業者A証人。

○**事業者A証人** 時には東内部長の気分でどなりつけるということですか、職員の名前を呼び捨てして、みんなの前でばかにするような発言という感じですかね、そういうのもあったりとかという雰囲気だったりとかしたので、あまりいい雰囲気ではなかったかと思います。

○**安保友博委員長** そうした一連のことに對して、それを止めるような市の職員はその中にはいなかったのでしょうか。

事業者A証人。

○**事業者A証人** 言葉も強かったですし、とても止められるような雰囲気でもなかったんだと思います。止めるということはなかったです。

○**安保友博委員長** 御自身のことで、当時、パワハラという認識でなかったかもしれませんが、そういうことを、腹立たしく思ったようなこと、支障が出たようなことに対して、市のほかの職員とか幹部に相談したりとか、通報したりとかということはしたのでしょうか。

事業者A証人。

○**事業者A証人** 通報ということは、まず思いも及ばないというか、そういう感じではなくて、和光市として、和光市のやり方はこういうものだと思ったんですね。私は・・・なので、その違いなのかなとまず思ったというところと、あと相談はしました。相談というか愚痴ですかね、社会援護課の人とか関わっているような職員に、和光市はおかしいということもはっきり言ったこともあります。でも、受け入れてもらえなかったような感じです。

○**安保友博委員長** 和光市はおかしいということは、・・・と比べてどのようにおかしいのかというのは説明できますか。

事業者A証人。

○**事業者A証人** そういうケア会議をやりましょうということは、とてもいいことだとは思いますが、それが相談員の困り事を解消するための会議というのではなく、行政の圧力はとても強くて、しかも、利用者様にも不利益になるような内容ですね、具体的に細かくお話ししますと、通所のサービスで利用を週3日使っていた人が週4日に変更したいというときに、そのようなときというのは、何もそんな会議にかけなくても、・・・の場合でしたら全然通るようなことなのに、和光市はそれを会議にかけて、しかも、何でこれは4日が必要なんだというところを聞かれます。それを私にしてみれば、責められているように感じたりということもありました。

○**安保友博委員長** 東内氏のケア会議での言動が、的確な質問で会議に緊張感をもたらすといった肯定的というような評価もあったようですが、実際、それについてはどのようなものだったのでしょうか。

事業者A証人。

○事業者A証人 そのとおりだと思います。常に緊張感が漂っているような感じですね。しかも、こういうような場で、やはりマイクを持たされて話さなければいけなくて、東内部長からいろいろ聞かれるんですけれども、こちらがしゃべっている途中にもかかわらず遮られたりとかしたりですとか、いきなり違う人に振って、この横にいる、全然関係者とは関係ない人に、おい、おまえは聞いていたのかと、おまえはどう思うんだみたいな感じで、周りの人にも突然振ったりもしていたので、常に緊張感があったと思います。

○安保友博委員長 実際そのような呼び出しも含めて、ケア会議を経て、その後の業務自体に支障というのは出たのでしょうか。

事業者A証人。

○事業者A証人 まず、関係者を私発信で結局全員集めなければいけないということなので、その関係の事業所にも自分は迷惑をかけているという意識があるので、そこでもう本当にすみませんといつも常に謝っているような状態でした。

あと、予定を変更したところの予定の調整も、また新たに行わなければいけないということもありました。

実際、会議にもかけたにもかかわらず、御利用者様の要望が通っていないということもありました。

○安保友博委員長 会議に取り上げて議論したにもかかわらず、その結果と違う結果になっていたという理解でよろしいですか。

事業者A証人。

○事業者A証人 違うというか、元と変わらなかったというところですね。

○安保友博委員長 それでは、現在のケア会議の状況というのはどのようなものでしょうか。

事業者A証人。

○事業者A証人 現在はケア会議が凍結していますと聞いておりますので、私も参加はしておりません。呼びかけもありません。

○安保友博委員長 現在凍結されているということで、それによる支障というのはないのでしょうか。

事業者A証人。

○事業者A証人 支障は全くありません。

○安保友博委員長 以上で、パワーハラスメントについての主尋問を終了いたします。

続いて、補足尋問を行いたいと思います。

補足尋問がある方は挙手を願います。

松永委員。

○松永靖恵委員 本日はどうもありがとうございます。

先ほど相談員の近くに座っていた方たちに、ちゃんと聞いていたのかというような発言があ

ったり、そのほかにどなりつけるようなパワハラと思われるような言動はほかにありましたか。

○安保友博委員長 事業者A証人。

○事業者A証人 雰囲気は常にそういう緊張感がありましたので、そういうことは常にありました。職員の方に対して呼び捨てにしたりですとか、そのケースについてどうかということですよとか、あともっと細かい話をしますと、私が書いたプランの書き方とかが、この書き方はおかしいみたいな話も出たりとかして、そういうときに市の職員の方に対して、ちゃんともっと教えろみたいな話をしていました。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 今現在、ケア会議は凍結している。その凍結していても業務に支障がないというお答えでしたが、障害のある方たちに対してのそういう障害福祉サービスというのは、逆に相談員として凍結していてよかったというふうに思われていますか。

○安保友博委員長 事業者A証人。

○事業者A証人 ケア会議を行うということ自体は、私はとてもいいことだとは思っています。相談員の困り事を発信して、みんなで考えてもらうというような相談員発信での会議というのであれば、とても意味のあることだと思えますけれども、全然こちらが困っていないことに対して、何で呼ばれたのかも分からないというところでの、招集されて会議を開かなければいけないという、その会議の意味自体がまず分からなかったです。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 今日はありがとうございます。

ケア会議で聞きたいんですが、いわゆる何か多職種で構成されたメンバーの中で、東内元職員の進行に異議申立て等、苦情を言うような雰囲気はなかったんでしょうか。

○安保友博委員長 事業者A証人。

○事業者A証人 皆さんがどう思って参加されているのかということまで深いつながりがないので、詳しいところは分からないところではあるのですが、多分、皆さんは、私の知っている限りでは、何でこういうことをしているんだろうとか、嫌だ、出席しなければいけないことにも、やはり時間を取られるのでという話は聞いておりました。ただ、異議を言ったのかどうかというところは、私には分かりません。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤啓二委員 もしお分かりでしたら教えていただきたいんですが、東内元職員の起こした詐欺、横領、窃盗、現金が主ですけれども、ケア会議で資産構成というのを詳しく聞くようなケースはあったんでしょうか。

○安保友博委員長 事業者A証人。

○事業者A証人 そのようなことは、私は、私の知っている限りではありませんでした。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 ケア会議の中で、先ほど事例で、通所サービスで3日行っているのに4日必

要なんだ。なぜ必要なんだという、ほかに例えば困った相談ケースというのはございましたか。

○安保友博委員長 事業者A証人。

○事業者A証人 今の話はあれですか、ケア会議の中で対応が困ったということですか。事例に対して困っているということではなく。

○松永靖恵委員 そのほかにあったか。

○事業者A証人 ほかにあったか。事例として。

○松永靖恵委員 はい。

○事業者A証人 それはもうたくさんあります。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 たくさんあったということなので、その中で一番本当に大きな事例というのがもしございましたら、お願いいたします。

○安保友博委員長 事業者A証人。

○事業者A証人 一度終了してしまったような方のお話になるんですけども、私が担当していた方が突然死という感じで、アパートで独り暮らしをしていた知的障害の方だったんですけども、その方が亡くなりまして、警察も入ったりというところで、特に警察から私のほうに調査があったとか、そういうのはなかったんですが、その方が御家族関係も複雑で、お兄さんがその方のお金を着手していたというようなところがあったりですとか、あとお兄さんのお嫁さん、奥さんが精神障害があって、市役所の窓口でも一番クレーマーだったという方がいまして、その方が亡くなったときに、社会援護課の方から、東内部長を通じて、その人の関係者を全員集めろという話があって、そのときに東内部長が話があるからということだったので私たちも行ったんですけども、その東内部長は実際はいなくて、ほかの人に任せて質問を聞き取るようにということだったんですけども、その内容がとても、関係者は一体何をしていたんだみたいな感じで、突然死だったもので、そういう関わっていた人たちには責任はないのかみたいな感じで聞かれました。そういうことがありました。

○安保友博委員長 ほかに。

金井委員。

○金井伸夫委員 本日はありがとうございます。

証人が市からケア会議の招集をかけられて関係者を集めたということなんですが、この関係者というのは何人ぐらいで、具体的に言うとどんな関係の方なのかをお願いします。

○安保友博委員長 事業者A証人。

○事業者A証人 御利用者様というのは障害のある方になるんですけども、その方によっても使っているサービスが違うので、人数でしたりとか、職種というのも違ってくるんですけども、例えばヘルパーさんを使っている人ですと、ヘルパー事業所のサービス管理責任者ですとか、お子さんの場合ですと放課後デイサービスというのがあるんですけども、その責任者という感じの、その使っているサービスの責任者とかを全員集めろという感じでした。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 そうすると、ケア会議で何人ぐらいの関係者を集めたんですか。

○安保友博委員長 事業者A証人。

○事業者A証人 サービスが1つの場合は、もちろん1人なんですけれども、大体皆さん複数使っていることが多いので、多いと五、六人になるという場合もあります。そうすると、とても調整するのが大変でした。

○金井伸夫委員 分かりました。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 今日はありがとうございます。

ケア会議は不定期で、元部長の日程に基づいて行われるということでしたけれども、このケア会議の開催要綱みたいなものは示されておりましたか。

○安保友博委員長 事業者A証人。

○事業者A証人 そうというのは特になかったかと思います。

ただ、私は・・・の事業所なので、和光市の情報がまだよく分からないところもあったんですね。和光市の事業所さんから見れば、もしかしたらそういうのがあったとおっしゃる方もいるかもしれませんが、私のところには特にそういうのはなかったです。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 そうしますと、先ほどの答弁でいきますと、相談者のほうが会議を持ってもらいたいというような要請に基づいて開かれるということでは全くなかったということですか。

○安保友博委員長 事業者A証人。

○事業者A証人 そのとおりです。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 しかも、定例日というのがなくて、本当に東内部長の個人的な日程に基づいて決められていたということでしたか。

○安保友博委員長 事業者A証人。

○事業者A証人 私の知っている限りでは、そのような感じだったと思います。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 他の相談者さんにおいて、これのケア会議への参加の撤退、あるいはケアマネジャーとして辞めてしまうというようなことはお聞きしましたか。聞いておりましたか。

○安保友博委員長 事業者A証人。

○事業者A証人 辞めるというところまでは確証はないので、ほかの事業所の動きというところはちょっと分からないので、そこは分からないのですが、実際、本当にケア会議は裁判のようだと言っておっしゃっていて、実際、相談員が責められているようなところがあったので、会議の中で泣いてしまう相談員さんがいるという話は聞いております。

あとすみません、続けて大丈夫ですか。

○安保友博委員長 はい、続けてください。

○事業者A証人 すみません。それと同時に、そのうわさはすごく埼玉県内に広がっていきまして、皆さんが和光市を受けたくないとおっしゃっています。私が和光市を受けていると、ほかのところへ行っても、よく和光市を受けたねって言われます。なので、和光市に相談支援事業所がなかなか立ち上がっていないということは、そういうところなのだと私は思っております。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 平成27年10月からケア会議等に関わるようになったということですが、いつまで続けられましたか。

○安保友博委員長 事業者A証人。

○事業者A証人 実際このような感じになるとも思っていなかったもので、そこは私は特に記憶していないので、ちょっと記憶は定かではありません。ただ、1年ぐらいは続いたのかなと思っております。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 そうしたら、現在はケア会議は凍結されているということでしたが、平成27年10月から関わって1年ぐらいで、いわゆる元部長が逮捕された。その以降はケア会議というのは開かれなかったということではよろしいんですか。

○安保友博委員長 事業者A証人。

○事業者A証人 ちょっとそこも記憶が定かではなくて、ただ、部長がいない会議が開かれたときもありました。それは逮捕されてからではなかったような気がするのですが、すみません、ちょっと記憶が定かではありません。

○安保友博委員長 ちょっと1点確認ですけれども、逮捕の前の1年間は教育部長だったと思うので、その異動の前までという、そういう趣旨ですかね、質問としては。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 東内部長が教育部長になったのは平成30年4月1日からですから、だから、平成27年から3か年間少なくともという形にはなるのかなということで聞きました。

○安保友博委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

ほかにありませんので、最後に何か補足すること、証人のほうからございますか。

○事業者A証人 特にございません。

○安保友博委員長 それでは、ほかにありませんので、以上で事業者A証人に対する尋問は終了とさせていただきます。

事業者A証人、本日は長時間にわたりありがとうございました。これにて退室していただいて結構でございます。

〔証人退室〕

休憩します。（午後 2時16分 休憩）

再開します。（午後 3時30分 再開）

〔秘密会終了後〕

次に、1月6日に開催した会議において、出頭要求する証人として決定していた現職職員C氏について、発言を求められています。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 現職職員C氏については、既に証人として呼び出すことが決定しておりましたが、本日、証言を求めた現職職員B氏と証言を求める事項が重複しており、現職職員B氏からの証言で十分調査ができたと思いますので、現職職員C氏については、証言を求めなくてもよろしいかと思えます。

○安保友博委員長 ただいま富澤委員から、現職職員C氏については証言を求めないとしたことの御意見がありました。皆様いかがでしょうか。

休憩します。（午後 5時15分 休憩）

再開します。（午後 5時24分 再開）

改めて、富澤委員から現職職員C氏について証言を求めないとしたことの御意見がありました。皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議ありませんので、現職職員C氏については、証言を求めないことといたします。

次に、その他として、次回の日程について確認いたします。

次回の日程は、1月27日木曜日、午後3時から、第27回調査特別委員会を開催し、追加の証人についての協議、その他を行います。そのようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議ありませんので、そのようにいたします。

本日の案件は以上になります。

そのほかに委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

長時間にわたりお疲れさまでした。

午後 5時26分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博